

## 福岡市児童養護施設等文化体育交流事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童養護施設等に入所している児童の体位向上の推進や各施設入所児童・職員の相互の交流親睦を通して、入所児童の個性の伸長を図り、豊かな人間性を養うことを目的とした事業の運営等にかかる補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

なお、この要綱に規定するもののほか、補助金の取扱いについては、福岡市補助金交付規則（以下「規則」という。）による。

### (補助の対象)

第2条 補助金の交付対象となる者は、福岡市内に所在する乳児院・児童養護施設で組織する団体で、市長が認めるものとする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に掲げる補助対象経費について、予算の範囲内において市長が定める額とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付を受けようとする年度の6月末日までに、補助金交付申請書（規則様式第1号）及びこれに必要な書類を添えて市長に提出するものとする。但し、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

### (補助金の交付決定等)

第5条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、規則第5条に基づき交付の決定をし、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、同7条に基づく決定の通知を行うものとする。

### (暴力団の排除)

第6条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、事業完了後すみやかに事業実績報告書（規則様式第4号）及びこれに必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第8条 市長は、実績報告を受けた場合は、規則第15条により調査確認し、補助金の額を確定し補助事業者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成33年3月31日をもって廃止する。

なお、平成33年3月31日以前に交付決定を行った事業については、この要綱を適用する。

終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表

福岡市児童養護施設等文化体育交流事業補助対象経費一覧表

区 分	補助対象となる経費
事務費	印刷消耗品費 通信費 その他市長が必要と認める経費
運営事業費	運営事業費 その他市長が運営に必要と認める経費